

研究セキュリティに関する質問票

「研究セキュリティに関する質問票」の使用方法及び記載方法

- 研究代表機関は、回答に当たり、PI、Co-PI、研究参画者及び共同研究機関から必要な情報を入手してください。
- 研究代表機関は、PI、Co-PI、研究参画者及び共同研究機関から申告された情報、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に基づき実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、質問票に回答してください。
- デュー・ディリジェンスは、既に入手している情報及び自己申告・公開情報を通じて通常把握し得る情報に基づいて行うこととします。

○提案情報

PI の氏名	
所属機関・部署・役職	
研究課題名	

○質問票

本特定研究開発プログラムに採択されるためには、本質問票に回答することが必要です。

1. 貴機関（研究代表機関）について

（１）貴機関（研究代表機関）が、我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の機関の場合は、以下の①から③までに掲げる事項に関する情報を農林水産省まで提出してください。

- ①財務状況、（貴機関が企業である場合は）資本構成
- ②リストへの掲載の有無
- ③その他資金配分機関がデュー・ディリジェンスの実施に当たり必要と認める事項

☐ 提出した ☐ 提出は必要であるが提出していない ☐ 提出は不要である （いずれか選択）
--

2. 共同研究機関について

（１）共同研究機関が、我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の機関の場合は、以下の①から③までに掲げる事項に関する情報を農林水産省まで提出してください。

- ①財務状況、（共同研究機関が企業である場合は）資本構成
- ②リストへの掲載の有無
- ③その他資金配分機関がデュー・ディリジェンスの実施に当たり必要と認める事項

☐ 提出した ☐ 提出は必要であるが提出していない ☐ 提出は不要である （いずれか選択）
--

3. リスク確認及びリスク評価について

（１）提案している研究の体制（以下「研究体制」という。）に含まれている全てのメンバー（PI、Co-PI 及び研究参画者）について、以下の①から⑬までに掲げる事項に関する情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、応募日の属する年度を含めた過去３年分）を確認し、デュー・ディリジェンスを実施しましたか？

- ①学歴（高等学校以降のものとし、必要に応じて指導教官等の情報を含む。）
- ②研究経歴・職歴

- ③研究費の取得歴
- ④研究費以外の支援等の取得歴（報酬・給与、奨学金、寄附金、名誉職等の付与及び兼職の状況をいう。）
- ⑤発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者
- ⑥特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。）
- ⑦外国の人材採用プログラムへの参加歴
- ⑧指針に基づく処分歴
- ⑨リストへの掲載の有無
- ⑩リスト掲載機関への所属の有無
- ⑪リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無
- ⑫安全保障貿易管理における「非居住者」（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性
- ⑬その他資金配分機関がデュー・ディリジェンスの実施に当たり必要と認める事項

☐ 実施した ☐ 実施していない

☐ 実施したが一部の情報は取得できなかった（取得できなかった情報（①～⑬）を下欄に記載してください。）（いずれか選択）

・
・
・
・
・

（２）上記（１）に掲げる事項を確認し、デュー・ディリジェンスを実施した結果、リスク軽減措置を実施すべきと考える者はいますか？

☐ はい ☐ いいえ （いずれか選択）

(3) 今後、新たに Co-PI 及び研究参画者を追加したい場合は、事前に、上記と同様にデュー・ディリジェンスを実施の上、農林水産省に相談してください。その場合、当機関農林水産省は、リスク軽減措置を実施するよう要請することがあります。

☐ 記載内容に従います

(4) 研究代表機関は、共同研究機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契約・協定について、以下の内容の適切性を確認していますか？

- ①協力の内容
- ②研究データ等へのアクセス
- ③発明・特許等の知的財産の取扱い
- ④守秘義務の内容

☐ はい ☐ いいえ (いずれか選択)

(5) 共同研究機関は、研究代表機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契約・協定について、以下の内容の適切性を確認していますか？

- ①協力の内容
- ②研究データ等へのアクセス
- ③発明・特許等の知的財産の取扱い
- ④守秘義務の内容

☐ はい ☐ いいえ (いずれか選択)

4. リスク軽減措置について

(1) 「3. リスク確認及びリスク評価について」の(2)に「はい」と回答した場合は、リスクに応じたリスク軽減措置を実施することが必要となります。研究セキュリティを確保するために、どのようなリスク軽減措置を実施しますか？

(複数回答可)

- ☐ 施設・設備へのアクセス権限の管理
- ☐ オフキャンパス等の研究場所の確保
- ☐ 取り扱う情報の機微性に応じたミーティング等への参加者の考慮
- ☐ (研究参画者が学生の場合などにおいて) 雇用契約を締結することによるガバナンスの強化
- ☐ 研修の受講による研究セキュリティに関するリテラシーの向上
- ☐ 研究データ等の情報へのアクセス権限の管理
- ☐ サイバー攻撃への対策の強化
- ☐ その他

・

・

・

・

(2) 上記の回答について実行可能であることを確認しておく必要があります。

☐ 実行可能であることを確認しました

以上の全ての記載事項について、

- ☐ 研究体制における PI、Co-PI 及び研究参画者の同意を得ました。
- ☐ 研究代表機関及び共同研究機関の担当部署の確認を得ました。

(注) 研究を開始するためには、両方にチェックが入っていることが必要です。